

平成二十五年五月三十一日受領
答 弁 第 八 五 号

内閣衆質一八三第八五号

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めて
であります」という発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」という発言に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「平成十九年答弁書」という。）を閣議決定する以前に、衆議院議員高市早苗君提出「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問に対する答弁書（平成九年十二月十六日内閣衆質一四一第一三号）を閣議決定したことは事実である。

二から六までについて

慰安婦問題に関する政府の認識は、平成十九年答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同一である。また、平成十九年答弁書一の1から3までについては、慰安婦問題に関する「強制性」の定義に関連した質問に対して、質問主意書に対する答弁書において初めてお答えしたものであり、御指摘は当たらないと考えている。